

生駒市スポーツリーダーバンク設置要綱

(趣旨)

第1条 生駒市におけるスポーツに関する専門的な知識や経験、技能等を有しているリーダーを発掘し、その情報を提供することにより、市民のスポーツ活動の普及・振興を図り、もって豊かな地域社会に寄与するため、生駒市スポーツリーダーバンク（以下、「リーダーバンク」という。）を設置する。

(事業)

第2条 リーダーバンク事業は、次のとおりとする。

- (1) リーダーの登録、更新、及び取消しに関すること。
- (2) 登録情報の管理及び提供に関すること。
- (3) リーダーの発掘に関すること。
- (4) その他リーダーバンクに関すること。

(登録の分野、対象の資格)

第3条 リーダーバンクの登録分野は、スポーツに関する分野とする。

2 リーダーバンクに登録する対象は、スポーツについての高い専門性を有し、スポーツの振興に熱意と識見を有する者で、かつ、ボランティアへの熱意を持ち、知識や経験、技能を地域社会へ積極的に役立てようとする意欲のある者で次の各号に該当する者とする。

- (1) (財) 日本体育協会公認スポーツリーダーの資格を有する者
- (2) 加盟団体及び加盟団体が関係する上部団体が認定する資格を有する者
- (3) スポーツ理論に関する学識経験者
- (4) 健康及びスポーツ安全に関する学識経験者
- (5) その他市教育委員会が認めた者

3 リーダーバンクへの登録は、国籍、住所などは問わない。ただし、政治、宗教又は営利を目的とする場合は登録できないものとする。

4 リーダーバンクへの登録者は、原則として市内に在住、在勤又は在学する20歳以上の者とする。

(登録方法)

第4条 リーダーバンクに登録を希望する者は、生駒市スポーツリーダーバンク登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を生駒市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。

2 教育委員会は、提出された申請書が適当であると認めた場合は、リーダーバンクに登録するものとする。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、登録した日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

(登録の抹消)

第6条 教育委員会は、リーダーバンクに登録した者（以下「登録者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録申請書の内容に虚偽があったとき。
- (2) リーダーバンクを利用して政治活動、宗教活動又は営利行為をしたとき。
- (3) 社会的信用を失墜するような行為をしたとき。

- (4) 登録者から登録辞退届（様式第3号）の提出があったとき。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が不適合と認めたとき。
- （登録者の役割）

第7条 登録者は、リーダーバンクを利用する団体等（以下「利用者」という。）の要請に応じて講義、実技指導などを行う。

（登録の変更）

第8条 登録者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに教育委員会へ生駒市リーダーバンク登録事項変更届（様式第2号）を提出するものとする。

（登録の更新）

第9条 教育委員会は、登録者が申請書を再度提出することにより、その申請内容を適当と認めた場合、登録を更新することができる。

2 前項の申請書の提出期限は、第5条の登録期間満了日の2ヶ月前から満了日までとする。

（登録者の公表）

第10条 登録者の登録情報は、登録申請書に記載された事項とし、原則として住所以外は公表するものとする。ただし、登録者の申出により、性別及び生まれ年については、公表しないものとする。

（リーダーバンクの利用）

第11条 リーダーバンクの利用者は、生駒市内でスポーツ活動を行う団体等であって、その規模・活動内容及び安全管理が適切なものとする。

2 政治、宗教又は営利を目的とする場合は、リーダーバンクを利用することができない。

3 その他教育委員会が適当と認めた団体等

（利用者負担）

第12条 登録者に対する謝礼等は、本要綱の設置目的に基づき、利用者の過重にならないものとする。

（報告）

第13条 登録者は、第7条に定める講義、実技指導などの要請を受けた場合は、教育委員会に対して、その旨を報告しなければならない。

（傷害保険）

第14条 登録者及び利用者は、事業実施に伴い、危険が予想される場合は、傷害保険等に自ら加入するものとする。

（事故）

第15条 第7条に定める活動に伴い発生した事故及び損害については、教育委員会は責任を負わないものとする。

（所管）

第16条 リーダーバンクは、スポーツ担当課が所管する。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、リーダーバンクに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。